

法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定による審査（ルート 2 審査）に係る建築物については、**事前相談**を利用していただき、円滑な審査にご協力をお願いします。

建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）等の施行に伴い、平成 27 年 6 月 1 日より、建築物の計画が法第 6 条の 3 第 1 項ただし書きに規定される「特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの」の審査（いわゆるルート 2 審査）を、規則第 3 条の 13 に定める特定建築基準適合性判定資格者である確認検査員がおこないます。

これに係る確認申請については、指定構造計算適合性判定機関等による構造計算適合性判定は不要となります。

円滑な審査をおこなうため、**事前相談**をお願いします。

株式会社 確認サービス 業務部 052-238-7743

事前相談のお問い合わせ先

|      |     |      |              |
|------|-----|------|--------------|
| 本社   | 審査部 | 構造担当 | 052-238-7743 |
| 東京支社 | 審査部 | 構造担当 | 03-5369-8461 |
| 大阪支社 | 審査部 | 構造担当 | 06-4795-2121 |